

子(1)

66

五

原告第一準備書面

31.5.9

原
工
事

初
正
事

詳見七
初正事
一
二
三
四
五
六
七
八
九
十

原告第一準備書面

原告 下田 隆 一外二名
被告 国

右當事者間昭和三〇年の第二九一四号損害賠償請求事件に付まだ被告から精密な答辯を得ていないけれども、訴訟の進行をはかるため原告は被告従来の答辯、釈明の範圍に於いて之れを反駁し、原告の主張を敷衍すること左の如くである。

一、被告は答辯書中被告の主張第一に於いて原子爆弾の使用が國際法に違反する違法なものであることは直ちに断定できないと述べていることは原告等に於て遺憾の念を察し得ないところである。

昭和二〇年八月六日広島上空に於て原子爆弾が投下せられるや日本帝國政府はわずかに四日後である十日には早くもスイス國政府を通じて左の如き米國政府に対する抗議を提出したのである。

て賠償責任を

詳述七 岡本尚一 法律事務所

る。

本月六日米國航空機は広島市の市街地區に対し新型爆弾を投下し同時にして多数の市民を殺傷し同市の大半を潰滅せしめたり広島市は何ら特殊の軍事的防備乃至施設を施し居らざる普通の一地方都市にして同市全体として一つの軍事目標たるの性質を有するものに非ず、本件爆撃に関する声明において米國大統領「トルーマン」はわれらは船渠工場および交通施設を破壊すべしと言ひをるも、本件爆弾は落下傘を付して投下せられ空中において炸裂し極めて広き範圍に破壊的効力を及ぼすものなるを以つてこれによる攻撃の効果を右の如き特定目標に限定することは技術的に全然不可能なことを明瞭にして右の如き本件爆弾の性能については米國側においてもすでに承知してをるところなり、また實際の被害状況に徴するも被害地域は広範圍にわたり右地域内にあるものは交戦者、非

交戦者の別なくまた男女老幼を問はずすべて爆風および輻射熱により無差別に殺傷せられその被害範囲の一般的にして、かつ甚大なるのみならず、個々の傷害状況よりみるも未だ見ざる惨害なるものと言ふべきなり、聊々交戦者は害敵手段の選択につき無制限の権利を有するものに非ざること及び必要の苦痛を与ふべき兵器、投射物其他の物質を使用すべからざることは戦時国際法の根本原則にして、それぞれ陸戦の法規慣例に関する条約附屬書、陸戦の法規慣例に関する規則第二十二條、及び第二十三條（ホ）号に明定せらるるところなり、米國政府は今次世界の戦乱勃発以来再三にわたり毒ガス乃至その他の非人道的戦争方法の使用は文明社会の輿論により不法とせられをりとし、相手國側において、まづこれを使用せざる限り、これを使用することなかるべき旨声明したるが米國が今回使用したる本件爆弾はその性能の無差別かつ

て賠償責任あることは明か
 詳説七 岡本尚一 法律事務所

慘虐性において、從來かかる性能を有するが故に使用を禁止せられざる毒ガスその他の兵器を遙かに凌駕しをれり、米國は國際法および人道の根本原則を無視して、すでに広範圍にわたり帝國の諸都市に對して無差別爆撃を実施し來り多數の老幼婦女子を殺傷し神社仏閣學校病院一般民家などを倒壊または焼失せしめたり、而して今や新奇にしてかつ從來のいかなる兵器、投射物にも比し得ざる無差別性慘虐性を有する本件爆撃を使用せるは人類文化に對する新たなる罪状なり 帝國政府は自からの名においてかつまた全人類および文明の名において米國政府を糾弾すると共に即時かかる非人道的兵器の使用を放棄すべきことを嚴重に要求す

而して被告は原告の昭和三〇年一〇月二二日附求釈明申立書第一記載の本訴における被告の答辯と原爆投下直後における前記抗議との相反する点及その理由についての求釈明に對して兩者

相反の事實は之れを認めるが如くであるが、抗議文は交戦国の立場における主張であり本訴における答辯は「交戦国として抗議する」という立場を離れてこれを客観的に眺めたのである」と昭和三十一年二月八日附被告第一準備書面に於て陳述しているのであるがそれでは帝國政府は交戦国の立場に於いて正当な國際法の解釈に基いた主張をしたのでなかつたかというのであるか、前記の敵愾な抗議文が國際法上の解釈としてあやふやであるに拘らずなされたというのであらうか。原告等はむしろ短時間の間に國際法の真隨を捉えて世紀に残る大抗議をしたことを日本國民の名誉であるとさえ考えるのであつて反つて本訴における被告の釈明の如き表現は武力による数年間の占領による被占領國內の殊に公務上の表現の拘束の精勢によるものでないかとさえ疑ひ全世界輿論の間に戦時中において爲された抗議が公正妥当な法律上の主張であつたことを確信するものである。

て賠償責任あることは明かである。

辯護士 明本尚一 法律事務所

被告は原子爆弾の投下が国際法違反であることを否定する理由として原子兵器使用の規制について実定国際法が存在しなかつたことを主張し、且つ原告等の主張の海牙陸戦法規その他の条約の趣旨を拡張してこれを包含するものとすることもできないと思ふと述べているけれども、国際法と雖も論理解釈が許されることは当然であつて、不当なる拡張解釈はもとより許されるべきではないけれども訴状請求の原因第十項に記載するが如き論理解釈は当然容認されるべきである。論理学における入門的比喩を用ゆれば、危険なる^橋梁において荷車の通行を禁じている制札がある場合トラツクの通行は当然禁止されていると解すべきと同様の勿論解釈による当然な判断である。

二、被告は答辯書被告の主張第二において原告等の損害賠償請求権は「国内法のもとにおける一般の請求権と趣を異にし、それ自体として各^國の実定法に基礎を有することなく従つて権利の行

使が法律的に保障されていないものすなわち權利として実行されるべき方法乃至可能性を備えないもの」であるから「実現性のない観念的存在である」と主張するけれども原告等の主張は原告等の米國国内法における損害賠償請求權及日本國内法における損害賠償請求權の競合的存在を主張しているものである。これは訴狀請求原因第九項において「それ故に準拠法が日本法である」と米國法であるとを問はず」と記載してこれを主張したところであるが、この点について以上の如く原告の主張を明らかにすると共に更に國際法上被害者個人から加害國及加害者に対する損害賠償請求權も前記二つの權利と併存していたこと及びこれも平和條約第一九條の規定によつて拋棄されたことを附加する次第である。

而して被告は右國際法上の請求權なるものは觀念上存在するにすぎず実行されるべき方法乃至可能性を備えないものでありこれ

て賠償責任あることは明かである

についての講和条約締結前は法律以前の状態であるとし又敗戦
 国の側から被害者の賠償請求が実現されたことは歴史上その例
 が在いとし原告等のいわゆる請求権なるものは抽象的觀念にす
 ぎないとして保障又は賠償を求めん權利は存しないとするけれ
 ども權利なるものはその本質上抽象的存在であつて一國の法規
 範又は國際的法規範の適用によつて存在が確認せらるるものであ
 るがその実現は實際上或いは武力により或いは經濟力等種々の
 力關係の支配するところであつてその力關係は又種々の条件に
 よつて變動常なきものである。ここに卑近なる例をあげれば、
 我國現在の状況上貧困大衆の最も甚しき条件の下におけるもの
 はその享有する權利を現実に行使し難きこと然し乍ら屢々任侠
 を無護士の出現によつて不利な条件を克服して權利の行使を爲
 し得ていることは原告代理人等在野法曹が常に體驗するところ
 である。

従前における国際関係における弱少國家の地位又あわれむべきものであつた。

然しながら人類の不斷の努力によつて、人権は次第に尊重せられ、世界人権宣言の発せられるに至り一層人の尊嚴を世界に明らかにし得たのである。われわれは力関係によつて權利の存在を無視してはならない。

人の權利は權利としてこれを尊重し額面通りに受けとることがそれ自体高貴な法といふべきであらう。

なお、現実に平和条約第十九条の規定によつて日本國は原告等の損害賠償請求權等の拋棄を含むその國民の私有財産の出捐に於いて日本國の米國等に対する賠償義務を履行したとと解すべく殊に全人類に対する反逆である原爆投下なる超殘虐行爲に甚く被害者等の加害國及加害者に対する損害賠償請求權は甚だ高く評價されたことは疑を容れないところである。即ち被告の

賠償責任あることとは申か
辭書七 岡本尚一 法律事務所

所謂この請求権についての具体的取決めを含む講和条約締結前
この法律上の請求権は既成として存し、これについて加害国及
加害者に対する請求権を抛棄する取り決めをなしたのであつて
日本国は対価を得て此等の請求権を処分したのである。

なお、これが抛棄せられなかつたならば或る時機においては、
それについての講和条約上の具体的取決めがなくとも権利の
行使は可能であつて現に原告訴訟代理人等はその準備をしてい
たのである。

被告の主張は全く人権を蔑視した思想の表現に他ならない。被
告が若し米国及日本の国内法に因る損害賠償請求権についても
同意旨の趣旨を展露するならば原告等は又前述の原告の主張を
以てこれに応えることとする。

三被告が答辯書中被告の主張第三において述ぶるところは被告第
一準備書面の釈明によれば訴状請求原因第十五項についての答

辯であるが右十五項は第十三項及び第十四項が訴状請求原因第十二項の第一の見解即ち条約優先説に因つたのに対し仮定的に右第十二項第二の見解即ち憲法優先説に因つたのであるから被告主張の如き矛盾は存しないのである。

原告訴訟代理人等の調査によれば憲法優先説に因つて米国内に於て加害国及加害者個人を被告とする訴訟を提記せんとするときは平和条約第十九条の規定が存在する爲め米国内における辯護士の協力を受け難く、米国内の与論の同調を受け難く又日本国内における協力者も之れを得るに甚だ困難である。米国内に對する辯護士報酬の送金の如きは爲替管理法上の許可を得ることが絶望的である。

又これ等の難關が審判的に突破し得たとしても米国の裁判官が日本国憲法優先説を採ることは更に困難な問題であらう。これ等を綜合して原告は右第十五項において右条約の結果外形的

て賠償責任あることは明か
 辯護士 岡本尚一法律事務所

原正事

原正事

辯護士 岡本尚一法律事務所

既成事実のため損害賠償請求権が實際上において裁判外及裁判上共に行使実現し難き状態に陥つたのである」と述べたのである。

四、被告は答辯書中被告の主張第四において原告等の主張の請求権があるとは仮定して平和条約第十九条の規定によりこれ等の請求権が抛棄されたものとして原告等は被告に対し補償請求権を存するといふことはできないと考へるとしてその理由として

- (1) 原告等の請求権は法律以前の抽象的觀念にすぎずしかも敗戦国側からは講和に際して当然に抛棄さるべき運命を担うものに過ぎない以上これが憲法に云う財産権に該当しないとし
- (2) 憲法第二十九条により直ちに国民が国に対し具体的補償請求権を有するに至らない。取用に関する法令に補償措置を具体的に規定するを命じているにすぎないと主張するけれども
- (1) について言えば第二項に記載した如く被告は力関係による

法律の価値批判をなしているのであつて、その主張は正当でない。われわれは法律の世界における權利が存在し、之れが侵害されたことを主張するのである。掌中に珠玉を持つていてもこれを力關係によつて事もなげに抛棄したることによつて右珠玉は無価値であつたと言ひ得ないのである。而も第二項記載の如く原告等の請求權は平和条約において高く評價せられ日本國の米國に対する賠償に充てられたものと解すべく平和条約以前に既存する權利であつたし又平和条約十九條で抛棄されなければ或時期に於て行使可能であつたのである。

(2) について言えば憲法第二十九條について被告の解釈を正当とするも本件の場合には此解釈によつて解決せられない。即ち私有財産の使用又は収用が未だなされない以前においては使用又は収用の規定とこれに対する保障措置とを不可分の規定することによつて財産權不可侵の目的を達し得るけれども

て賠償責任あることは明かである。

澤養上 司本分一長理事務所

原正平

本二平

澤養上 司本分一長理事務所

本件においては平和条約第十九条によつて日本国は原告等の請求権を日本国の米國等に対する賠償に充当し既に取用されてしまつたのであるから取用に関する規定を設ける余地がないのである。斯くの如き場合において補償が特別の法令を以てはじめて行われるという如きは、国の権力に仕へる独善的解釈に他ならない。斯くの如きは憲法の基本理念である人権尊重と相去ること甚しいものである。

原告代理人等は憲法第二十九条の一般的解釈についても被告とは見解を異にするがこれは別の書面を以て論ずることとする。

五、被告は答辯書被告の主張第五において原告等の國家賠償法第一

条の規定による請求に対しこれを失当であるとし

(1)原告等の請求権が権利たるに値しない抽象的觀念にすぎずとし講和に際して当然に抛棄さるべき宿命を担つていたものに

過ぎない。

(2) 平和条約の内容に国内法体系の見地からみて之にそぐわぬものがあるとしても条約そのものを違法とすることはできないのであるから条約締結を違法視することができなしいと思いと主張するけれども

(1) については前記第二項に論じた如くである。

(2) について言えば条約の締結行為が国家間の関係として適法有効であることと当事国の一方である国民に対する関係で違法であることとは區別して考へべきである。これ故にこそ原告等は憲法第二十九条の解釈によつて日本国は国民に対して本件請求権放棄について補償責任あるものと解し日本国対日本国民間の瑕疵の治癒を発生せしめんとするものである。被告は敗戦国全権団の許された機能は極めて限られたものなることを主張するけれどもこれは力関係の主張に他ならな

て賠償責任あることは明かである。

い。然しながら原爆投下による大規模行為に基く多数被害者の巨額の損害賠償請求権を平和条約第十九条で抛棄するところによつて平和条約の他の面において日本国が利するところがあつたに相違なからう（此人類に対する反逆的大規模行為を外交上利用することが出来なかつたと解することは不可能である。假令明白なる表現による外交交渉がなされ得なかつたとしても米國側の良心、世界人類の良心は必然にこれを平和条約の差引計算に組入れせしめたに相違ない）それ故日本全權國は故意に原爆被害者の権利を抛棄したものであつて被害者個人に対する関係において正当な補償の義務を國が負担しないと解するときには不法行為たることはまぬがれないところである。假りに被告の本件条約締結が道法であるとしてもこれについては損害賠償によつて調節的救済を与へらるべきものである。或る学者の論じた「道法行為による不法行為」の



好適例といわねばならぬ（末弘博士著民法雑記帳下巻二九〇頁御参照）

六、被告は昭和三十一年二月八日附第一準備書面第二項において広島及び長崎における原子爆弾投下は害敵手段として行われたものであるから国際法違反として問題とせられることはあつても国内法上の不法行為として取り上げらるべき問題ではないと考へると主張するけれども訴状請求原因第九項において主張した如く広島・長崎における原爆の投下は原爆の爆風熱線放射線による広域を特殊加害影響力及びそれが使用について落下傘によつて高所において炸裂せしめた使用方法及びその結果の残虐性（訴状請求原因第二項及び第九項参照）に鑑みてこれを平和的人民に対する超殲滅^な殺行為と認むべきであつて、これを敵国戦闘力の破壊を目的とする害敵手段とは認め難いことは訴状請求原因第九項において主張した如くであり又仮りにこの広島長崎における原爆投下が害敵手段と認められるとしても本件原

て賠償責任あることは明かである。
 詳見上掲本司一法廷事務所

爆の投下は国際法違反であることは訴状請求原因第十項に記載した如くであつて同項のdに記載する如く害敵手段たるが故に免責せられ得ないものである。すなわち戦闘行為免責の特の外にある残虐行為である。此の法理は集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約（一九四八年十二月九日国際連合総会で採択一九五一年一月十二日発効）に於て重大なる犯罪行為であることを明確にせられているがその第二次世界大戦以前に既に犯罪性を認められていることはニュルンベルグ裁判、東京裁判において認定せられたところである。

七、被告は答辯書被告の主張第六において原爆被害者に対する慰籍の道は他の一般戦争被害者に対するそれとの均衡や国の財政の状況等を勘案して決定されなければならぬ。そしてかかる措置を立法上又は財政上講ずべきか否かは法律問題でなくて政治問題に外ならない。

従つて立法上かかる措置のとられていない現在においては被告は原告等に対し補償又は賠償をなすべき義務はないと考えるものであると主張するがすでに論じた如く本件の請求は國際法及び米國、日本の各國內法の基礎に立つものであるつて、斯して一政治問題に他ならない」とはなし得ないものである。原告等は本件につき日本政府に速やかに立法上財政上の適當な措置を講ずべきことは要望するものであるがこれは飽迄もその以前に存する被害者等の國に対する權利を確認した基礎の上に立たるべきものであつて根拠なき救済とは種類を異にするものである。たゞ他の戦争被害者に対する補償乃至慰籍との均衡及日本國の財政の状況は損害額の算定において法律問題として考慮せられ斟酌せられるべきものであらう。而して原爆の被害が全人類に對する反逆と言はれる新物質による特殊加害影響力に基く最も殘虐な被害であることに鑑み補償乃至損害賠償の第一位に置か

て賠償責任あることは明か
辭彙、同本司一上法律事務所

東京工部

東京工部

辯護士 岡本尚一 法律事務所

れるべきであり又国の財政も今日においてこれを全面的不能であるとは言い難いと考えられる。
原告等はこの機会において国が原爆の本質に思いを到し世紀の被害者を無爲に放置せず適当な補償乃至損害賠償の措置を講せられんことを強く待望するものである。

昭和三十一年五月九日

原告訴訟代理人 辯護士

菅	松	森	加	岡
田	井	川	藤	本
浩	康	金	隆	尚

志代	浩代	寿代	久代	一
				

67
21



原正平

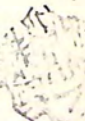
東京地方裁判所

民事第二十四部 御中

本正平

東京地方裁判所 民事第二十四部 御中

品	鈴	水	古	大
川	木	田	野	野
澄		謙	周	正
雄	透	一	藏	男



東京地方裁判所

民事第二十四部 御 中

品	鈴	水	古	大	芦	松	森
川	木	田	野	野	田	井	川
澄		謙	周	正	浩	康	金
雄	透	一	蔵	男	志	清	寿

